

## 規制の事前評価（R I A）

規制の事前評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）とは、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった規制を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法です。

「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）に基づき、平成16年10月1日から19年9月末まで各行政機関において試行的に実施されていたものです。

金融庁では、「規制影響分析（R I A）の試行的実施に関する実施要領」（内閣府規制改革・民間開放推進室作成）に沿って、規制影響分析（R I A）を試行的に実施しました。

また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成13年政令第323号）」の一部改正により、平成19年10月1日から、各行政機関に対して規制（注）の新設又は改廃に係る政策の事前評価（「規制の事前評価」）の実施が新たに義務付けられました。

（注）実施義務付けの対象となる規制は、法律又は政令